心に残る3日間！ 市内中学生28人が台湾台北市で交流体験

昨年12月22日から24日までの2泊3日で、市内中学生28人が台北市を訪問しました。

現地では、異文化体験、現地ビジットステイ、学校訪問などを通じて、台北市の皆さんと交流を深めました。

28人の訪問団は、事前学習で台北市について学び、訪問先である台北市立龍山国民中学の生徒や保護者の皆さんとの出会いをより良いものにするために一生懸命準備しました。

出発前は、言語や文化の違いなど期待と不安でいっぱいの28人でしたが、今回ともに過ごした仲間や龍山国民中学の生徒や保護者との出会いを通じて、新たな自分の可能性を発見することができました。

また、龍山寺、中正紀念堂などを訪れ、食や異文化の体験を通して、台北市に暮らす人たちが大好きになりました。

龍山国民中学の生徒との親睦を深めようと、ダンス交流をEXPG台北スタジオで実施した際には、本市ドリームアンバサダーのDreamAYaさんも駆けつけてくださいました。

今後は、経験したこと学んだことをコラージュボードなどにして報告します。このコラージュボードなどは、3月4日～8日に市役所市民ロビーにて展示しますので、ぜひご覧ください。

▼**問合せ**　教育推進課

▲授業体験（龍山国民中学）

▲異文化体験（松山夜市）

▲台北市内観光（龍山寺）

▲学校交流（龍山国民中学）

▲ダンス交流（EXPG台北スタジオ）

「松原がんばる市民応援事業」について

市では、スポーツ、芸術、文化などの分野で活躍し、日本または大阪府を代表して全国的規模以上の競技会などへ出場、出展される市民の皆さんに対して、応援金を交付しています。毎年たくさんの申請をいただき、昨年度は291件の申請のうち、65歳以上の元希者から25件、18歳未満の若者から178件とたくさんの申請をいただいています。本事業の財源として、基金を設け寄付を募っていますので、ご協力をお願いします。詳細は市ホームページ（ふるさと納税）をご覧ください。

▶**問合せ**　秘書広報課、企画政策課

「ブロック塀等」の撤去・新設補助金について

危険なブロック塀は、通学路等の通行の安全、地震時における迅速な避難の阻害要因となります。ブロック塀には、法律で定められた基準があり、その安全性の確保は所有者の責任です。

本市では、地震時による被害軽減を図るため、危険なブロック塀等の撤去および新設費用に対する補助を行っています。

一般交通の用に供する道路に面し、要件を満たすブロック塀等の撤去などであれば補助を受けられますので、これを機にぜひご検討ください。

なお、補助金の交付に際しては、一定の要件がありますので、必ず事前にまちづくり推進課までお問い合わせください。

▶**問合せ**　まちづくり推進課

内　容	補助対象	補助金額
撤去工事	一般交通の用に供する道路に面する高さ60㎝を超えるブロック塀等の撤去	撤去工事の見附面積に10,000円/㎡を乗じて得た額、または実費のいずれか低い額の8割
	認定通学路または公園等に面する高さ60㎝を超えるブロック塀等の撤去	撤去工事の見附面積に10,000円/㎡を乗じて得た額、または実費のいずれか低い額
新設工事	上記撤去工事の補助金を利用して全部撤去したもので、安全な基礎に緊結した、軽量なフェンス等の設置	新設工事の見附面積に20,000円/㎡を乗じて得た額、または実費のいずれか低い額の5割

ご寄付ありがとうございます

市庁舎のバラいっぱい寄附金

皆さんからいただいた「松原市庁舎のバラいっぱい寄附金」を活用し、これまでに6年間で合計605株のつるバラを補植しました。今年度も2月頃に庁舎西側の空中回廊に50株のつるバラと花壇にはベルサイユのバラ28株を補植する予定です。今後も皆さんのご支援を宜しくお願いします。

●寄付の申込み

寄付金は、1,000円以上より受け付けをしています。なお、5,000円以上の寄付をされた人で、ご希望の場合は、市役所正面設置のプレートに名前を掲載します。

●受付時間　市役所開庁時間（午前9時～午後5時30分）
●受付窓口・問合せ　財産管理課
●掲載期間　2年間
●寄付申込者数　5件
（平成30年10月1日～ 12月28日）
事業所名・団体名・個人名（申込順・敬称略）
●まつばら市民まつり有志一同　都市緑化月間樹木配布（小川集会所・三宅町土地改良区有志一同　阿保東部第二公園・岡公園・丹南公園有志一同　天美東公園・河合公園有志一同　天美我堂集会所・南新町バラ公園有志一同　産業フェアまつばらマルシェ有志一同）　●空研塾　西田道場　その他匿名3件

SC Monthly ★ Matsubara
SCマンスリー まつばら

「SCマンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載です。
▼問合せ　市民協働課

犯罪は夜間に多く発生しています

女性への声掛けは、左記のグラフより夜間に多く発生していることがわかります。また、子どもへの声掛け事案などは夕刻の発生が多いですが、夜間にも発生していることがわかります。

【女性の犯罪被害】

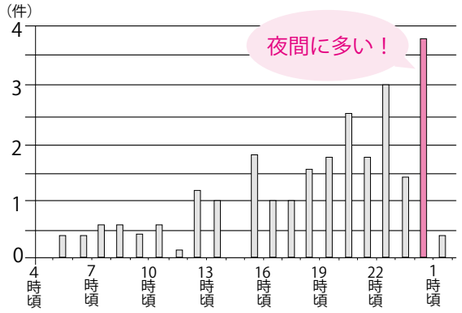

【子どもの犯罪被害】

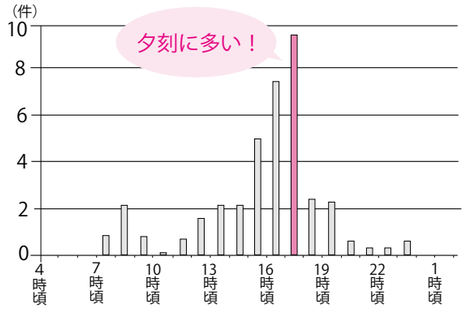

防犯は一人ひとりの心がけが大切なので、被害に遭わないためにも後方をこまめに確認する、人通りの多い道を選ぶ、防犯ブザーを携帯するなど、防犯対策を行なってください。

一戸一灯運動にご協力ください

犯罪の起こりにくい環境をつくるために、夜間に各家庭の門灯や玄関灯を点灯して住宅街の暗がりをなくす「一戸一灯運動」を進めています。

点灯時間は、「就寝まで」や「夜通し」など、皆さんのご協力いただける範囲で結構です。地域が一体となって防犯に取り組むことで、効果はより大きなものとなりますので、ご協力をお願いします。

また、一戸一灯運動ステッカーを市民協働課で配布していますので、郵便受けなど見えやすいところに貼ってください。
▼問合せ　市民協働課

急増中！

「キャッシュカードを預かる」「暗証番号を教えて」は詐欺です

大阪府内でキャッシュカードをだまし取る特殊詐欺被害が急増しています。

犯人は、百貨店などの店員や銀行協会職員を名乗り、「あなたのクレジットカードで買い物した人がいる」「キャッシュカードを悪用される可能性がある」などと電話をかけ、言葉巧みにキャッシュカードをだまし取り、口座から現金を引き出します。

また、役所の職員や銀行員を名乗り、「保険料（医療費）の還付金があります」「口座に振り込むので暗証番号を教えてください」などと電話をかけ、キャッシュカードをだまし取ります。

★役所職員、銀行員、警察官が「キャッシュカードを預かる」「カードの暗証番号を尋ねる」ことは絶対にありません
★キャッシュカードは絶対に誰にも渡さないでください
★暗証番号は教えないでください
▶問合せ　市民協働課

ぐるりん号に掲載する広告を募集

ぐるりん号の車体とバス停に掲載する広告の申し込みを受け付けています。また、新たに北・中央ルートの車体にも広告が掲載できるようになりました。
※広告掲載にあたり事前審査があります。
▶**掲載場所**　ぐるりん号車体の窓ガラス（計4カ所×4台）・バス停の掲載面（計4基）
※広告掲載の対象となるバス停は「松原市役所」です。
▶**広告内容**　下表参照

掲載場所	広告サイズ	掲載料（月額）
バス車体窓ガラス	縦14cm×横50cm以下	1枠 1,500円
	縦70cm×横60cm以下	1枠 6,000円
バス停	縦21cm×横29.7cm以下（A4横）	1枠　500円

▶**広告掲載期間**　1カ月単位
▶**申込み**　広告掲載を希望する月の前々月の末日（土曜・日曜・祝日を除く）までにまちづくり推進課へ。広告の掲載期間は来年3月まで、1カ月単位で申し込みできます。
申込方法などの詳細や空き状況については、市ホームページをご覧ください。
▶**問合せ**　まちづくり推進課

皆さんのご意見を　お聞かせください

第2次松原市産業振興ビジョン（素案）

雇用の創出を促進させることで、まちの魅力を向上させ、本市産業の更なる発展を実現するため、「第2次松原市産業振興ビジョン」の策定を進めています。
計画の内容をより充実させるため、市民の皆さんのご意見を募集します。
※素案の内容など詳細は、市ホームページ、産業振興課、市役所1階情報コーナーで公表しています。
●**提出期間**　2月8日㈮～3月8日㈮
●**提出方法**　書面に住所、氏名、ご意見などを記入の上、産業振興課（土曜・日曜・祝日を除く、市役所開庁時間内）にご持参いただくか、郵送（〒580－8501 松原市役所産業振興課）、FAX（337－3005）、Eメール（keizai@city.matsubara.osaka.jp）でお寄せください。※電話、口頭でのご意見や住所、氏名などが明記されていないものは受け付けできません。
●**問合せ**　産業振興課

大和川を清流に！ 大和川・石川クリーン作戦

大和川の美しい環境と清流を取り戻すための一斉清掃を行います。皆さんの参加をお待ちしています。
●**と　き**　3月3日㈰　午前9時30分～11時頃
※雨天中止
●**ところ**　大和川西運動広場
●**内　容**　開会式、河川敷の清掃作業
●**配布物**　軍手、ごみ袋
●**問合せ**　環境予防課、上下水道管理課、上下水道建設室、大阪府河川環境課（☎06－6944－9304）、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所（☎072－971－1381）

2月は生活排水対策推進月間&大和川水質改善強化月間

川などの水の汚れの原因の約7割が日常生活から出る生活排水です。
食事は、食べる分量だけ作り、残さないようにしましょう。また食器やフライパンなどの汚れは、ふき取ってから洗いましょう。食べ残しや残りくずは、直接流さないようにしましょう。
2月25日㈪～28日㈭に市役所1階市民ロビーで生活排水対策に関するパネル展示を行います。
▶**問合せ**　環境予防課、大阪府事業所指導課（☎06－6210－9585）

税の申告は正しく、期間内に

市・府民税の申告、所得税の確定申告の受付

● 市・府民税申告期間　2月15日㈮～3月15日㈮
● 所得税および復興特別所得税確定申告期間　2月18日㈪～3月15日㈮

市からのお知らせ

▼問合せ　課税課

市・府民税の申告

▼期間　2月15日㈮～3月15日㈮（土・日曜日は休み）
◎休日受付　2月23日㈯・24日㈰
いずれも午前9時～午後5時30分
▼ところ　市役所8階大会議室

市では、平成31年度の市・府民税の申告の受け付けを右記のとおり行います。※申告受け付け初日や午前中は混雑が予想されます。期間内の申告をお願いします。

●申告書などへのマイナンバー（個人番号）記載について

平成29年度の市・府民税の申告から、申告書への「マイナンバー（個人番号）の記載」および「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要となっています。

●申告が必要な人

平成31年1月1日現在、松原市に居住していた人で、次の①～③のいずれかに該当する人

①営業、農業、その他の事業を営んでいて所得税および復興特別所得税の確定申告をしなくてもよい人
②給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の人（所得税および復興特別所得税の申告は必要ありませんが、市・府民税の申告は必要です）
③公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で、所得税および復興特別所得税の還付申告をしない人

※市・府民税の申告だけでよいと思っている人でも、所得税および復興特別所得税の確定申告をしなければならない場合もあります。
◎平成31年1月1日現在、松原市に住所はないが、事務所、事業所、家屋敷などを有する人
◎無収入や非課税所得（遺族年金など）であっても、加入されている健康保険料などの算定や、所得の証明の発行などが必要となる人

●申告の必要がない人

◎収入が給与だけの人で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人
◎所得税および復興特別所得税の確定申告書を税務署に提出した人

●申告に必要なもの

印鑑と次の書類などが必要です。
◎給与所得者、年金受給者については源泉徴収票
◎営業、農業、その他の事業を営んでいる人については、収入を証明する帳簿、経費支払領収書など
◎各種健康保険料、国民年金保険料、生命保険料などの控除を受ける人は、それらの領収書または証明書
◎医療費などの支払いのある人は医療費控除の明細書の添付（支払金額を合計してください）※保険者の発行する医療費通知の場合は、実費負担額が明記されたものに限る
◎セルフメディケーション税制の特例の適用を受ける場合は、平成30年中に一定の健康診査や予防接種などを行ったことを明らかにする書類
◎「マイナンバーカード」もしくは、「通知カード」＋「身元確認書類」
◎国外居住親族に係る扶養控除などの適用を受ける場合には、「親族関係書類」および「送金関係書類」

【身元確認書類の例】

・運転免許証、健康保険証、パスポート（旅券）、在留カード、障害者手帳などのうちいずれか1つ
（上記以外の顔写真がついていない身元確認書類の場合は、2種類必要です）。

八尾税務署からのお知らせ

▼問合せ　八尾税務署

申告と納税

所得税および復興特別所得税・贈与税
▼期間　2月18日㈪～3月15日㈮

消費税および地方消費税（個人事業者）
▼期間　4月1日㈪まで

振替納税をご利用の人

（振替日）
申告所得税および復興特別所得税
→4月22日㈪
消費税および地方消費税（個人事業主）
→4月24日㈬

課税課（市民税係）　☎337－3120　納税課　☎337－3122
八尾税務署　〒581－8555　八尾市高美町3－2－29　☎072－992－1251
（音声案内に従ってください）

八尾税務署申告書作成会場について（平成30年分申告）

▼期間　2月18日㈪～3月15日㈮（閉庁日を除く）。
▼相談受付時間　午前9時～午後4時　※混雑の状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。
2月15日㈮以前は、通常体制での業務となり、混雑が予想されますので、長時間お待ちいただく場合や、早めに相談受付を終了する場合があります。
※申告書作成会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
※2月24日・3月3日㈰は、八尾税務署において「申告相談」および「申告書の受付」を行います。

電話での相談について

計算方法や必要書類のご質問、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用方法などについては、八尾税務署へお電話で問い合わせることができます。

「中学生の税についての作文」受賞者

▶問合せ　納税課

税についての関心と理解を高めるため、八尾税務署管内納税貯蓄組合連合会が中学生を対象に税に関する作文を募集したところ、市内中学校から783点の応募がありました。各賞の入賞者は右記のとおりです。

松原市長賞　小笠原　結花さん（五中）
近畿税理士会会長賞　村井　悠月さん（五中）
納税貯蓄組合大阪府総連合会優秀賞　本田　和暉さん（松原中）
八尾税務署長賞　窪田　明莉さん（七中）
八尾税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞
井田　光咲さん（四中）、伊藤　さくらさん（二中）
上﨑　政熙さん（六中）、寺内　早紀さん（三中）

松原市長賞「私に身近な税金」　小笠原　結花（五中）

私は普段生活している中では、「税金なんかよく分からないし・・・」と、どこか自分と関係ない話と捉えていました。

昔習った「国民の三大義務」のうち「教育」や「勤労」については、自分が学校に行っていることや、親が働いていることから大切だと意識はしていましたが、「納税」については「そんなに重要なの？」程度の認識でした。

しかし、この機会に税金について調べてみると、多くの種類や重要な使い道があることを知り、「さすが三大義務のひとつ！」と認識が改まりました。

私に一番身近な税は消費税ですが、それ以外にも所得税、法人税、自動車税、さらには酒税、たばこ税など多くの種類の税金があるようです。

種類も多く、仕組みも複雑なので、すべては理解しきれませんでしたが、その時代の問題点に対応し、広く公平に支払えるよう、常に制度が変化しているようでした。

確かに、常日頃の生活の中では、たくさん税金を払うと損した気分になります。私が普段行くスーパーやショッピングモールで買い物するときも、税抜きの値段に税が足されると損した気分になります。しかし、今回調べてみて、その税金がなければ、学校にも行けない、道路も作れないと、困ることだらけなのがわかりました。

例えば、私が肺気胸という病気で入院したときには、中学生ということで、医療費の多くが税金で援助されたようで、親は「助かるね」と言っていました。

この点ひとつとっても、税金が私たちの生活を直接支えているのが分かります。

そのほかにも、私がバトンを習いに行っていた体育館、小さいころよく行っていた、すごく綺麗で大きな公園、これらも今まで考えたことがありませんでしたが、税金で作られており、間接的に私たちの生活を支えていました。また、来年、私は高校生ですが、授業料も税金で援助があり、希望する高校を自由に選べます。

しかし、そんな税金にもいろいろ問題点があるようです。その一つが、よくニュースで見る少子高齢化です。労働人口低下により税収入が減り、さらには高齢者の増加で医療費など老後を支える社会保障の費用もどんどん増加し、国が借金をしてそれを補うほどになっているようです。その問題を解決するために少子化問題の改善とともに、消費税の増税などの施策が検討されているようです。もちろん頭では増税が必要とわかっていても、いざ払うとなると嫌なものです。その不安をなくすためにも、税金がしっかり正しく使われていること、そして私たちがそれを理解することが大事だと感じました。